



安城市下水道事業 受益者負担金制度

下水道
きれいな水を
みらいまで

■お問い合わせは

安城市役所下水道課

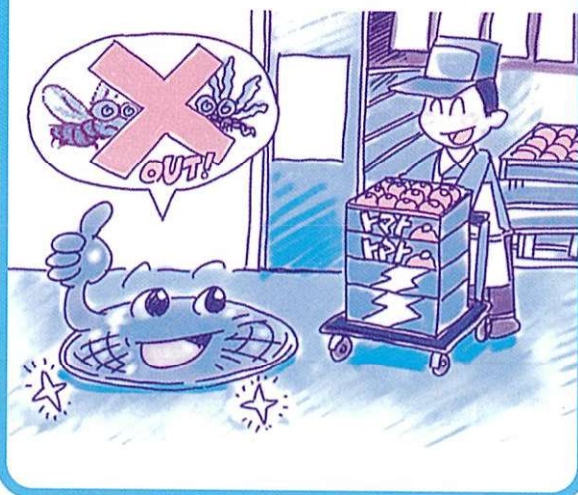
TEL (0566) 71-2247 (直通)

下水道の やくわり

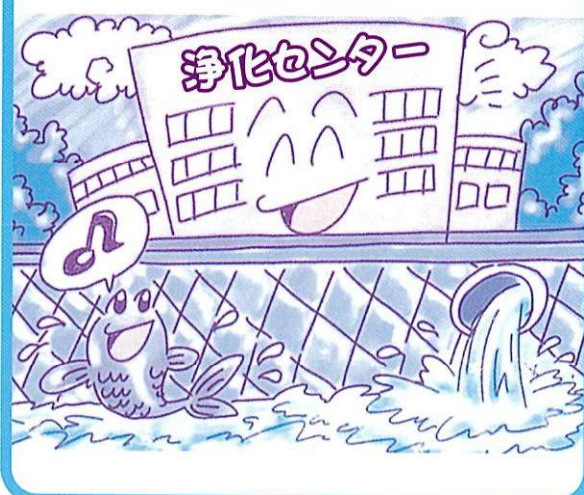
私たちは日常生活の中でたくさんの水を使っていますが、使った水をそのまま流し続けると、川や海は汚れ、生活環境は悪くなっていくばかりです。

下水道は、私たちの生活と環境を改善するために必要な施設です。私たちの子孫にも良い環境を残してあげたいものです。

生活環境の改善



河川等の水質保全



雨水の排除



トイレの水洗化



受益者負担金について

◆受益者負担金制度とは

下水道施設は、道路や公園などの他の公共施設と異なり、使用可能な方（受益者と言います）が整備区域内の土地の所有者や権利者に限られます。

この受益者に下水道建設費の一部を負担していただくことにより、未整備地区の方との負担の公平性を図るとともに、下水道整備をより促進しようというのが「下水道事業受益者負担金制度」です。

この制度は、下水道事業を実施しているほとんどの自治体で採用されており、下水道整備の促進に大きな役割を果たしています。

受益者負担金（以下「負担金」）は、下水道本管などの整備費用に使われます。

◆受益者（負担金を納めていただく方）とは

原則として、「下水道が整備される区域内の土地所有者」が受益者となります。

ただし、「地上権・質権・使用貸借・賃貸借の対象となっている土地」の場合は、所有者と権利者の話し合いにより、どなたが受益者になるかを決定していただきます。

1. 土地・家屋の所有者と居住者が同一の場合



受益者はA

2. 土地・家屋の所有者が同一で居住者が異なる場合



受益者はA

3. 家屋の所有者と居住者が同一で土地の所有者が異なる場合



受益者はAまたはB

4. 土地・家屋の所有者と居住者がそれぞれ異なる場合



受益者はAまたはB

◆負担金の対象となる土地

下水道が整備される区域内的の土地は、地目や土地の利用形態に関わらず原則としてすべて負担金の対象となります。

現在、空き地や駐車場など、建物が建っていない土地であっても、下水道の利用予定の有無に関わらず、負担金の対象となります。

ただし、生産緑地として定められた農地及び市街化調整区域内の宅地以外の土地（農地、山林など）は負担金の対象になりません。ただし、生産緑地に該当しなくなった場合や宅地化された場合は新たに対象となります。

◆負担金の額

納めていただく負担金の額は、負担金単価に対象となる土地の登記簿面積をかけて算出されます。

負担金単価は、1㎡あたり**350円**です。
(1坪あたり約1,200円となります)

受益者負担金額＝土地の登記簿面積（㎡）×350円

例) 330㎡（約100坪）の土地を所有している場合
 $330\text{㎡} \times 350\text{円} = 115,500\text{円}$

◆納期

第1期…9月1日～9月30日
第2期…3月1日～3月31日

9月30日または3月31日が土・日曜日にあたる場合は、翌月曜日が納期限となります。

◆負担金の納付方法

負担金の納付には、「期別納付」と「一括納付」がありますので、いずれかを選んでいただきます。

納期に合わせて、納入通知書を送付しますので、6ページに記載がある納付場所にて納付してください。納付場所の休業日（土・日曜日及び祝日）には納付できません。また、コンビニエンスストアやクレジットカードでは納付できません。

○期別納付

負担金を10回に分割して納付する方法です。

5年にわたり年2回（9月、3月）、計10回に分けて納めていただきます。

例） 330㎡（約100坪）の土地で、負担金115,500円の場合

期別	納 期	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
第1期	9月1日～ 9月30日	12,000円	11,500円	11,500円	11,500円	11,500円
第2期	3月1日～ 3月31日	11,500円	11,500円	11,500円	11,500円	11,500円
年 度 計		23,500円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円

（100円未満は、1年目の第1期に合算します。）

○一括納付

第1期に負担金の総額をまとめて納付する方法です。

この場合、一括納付報奨金が差し引かれますので、期別納付よりも少ない額となります。

○負担金額に対する一括納付報奨金の割合

	1年目第1期に 全額納付	2年目第1期に 残り4年分を納付	3年目第1期に 残り3年分を納付	4年目第1期に 残り2年分を納付	5年目第1期に 残り1年分を納付
報奨金の割合	約16%	約10%	約5%	約2%	約0.3%

※ただし、一括納付報奨金の上限は25万円です。

例） 330㎡（約100坪）の土地で、負担金115,500円の場合

	1年目第1期に 全額納付	2年目第1期に 残り4年分を納付	3年目第1期に 残り3年分を納付	4年目第1期に 残り2年分を納付	5年目第1期に 残り1年分を納付
①負担金額	115,500円	92,000円	69,000円	46,000円	23,000円
②一括納付 報奨金	18,630円	11,590円	6,210円	2,480円	410円
①－② 差引納付額	96,870円	80,410円	62,790円	43,520円	22,590円

◆口座振替による納付

期別納付をされる方で口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書を提出してください。ただし、1年目第1期は納付書払いとなります。

なお、口座振替申込後に一括納付を希望される場合は、下水道課にご連絡ください。ご連絡以降の変更可能な納期分から、納付書払いに切替えをいたします。

○申込手続

口座振替を希望される場合は、下水道課までご連絡ください。

口座振替依頼書を郵送しますので、必要事項の記入及び押印のうえ返送してください。

申込期限は次のとおりです。

第1期…7月31日

第2期…1月31日

○振替日

第1期…9月30日

第2期…3月31日

9月30日または3月31日が土・日曜日にあたる場合は、翌月曜日が振替日となります。

口座振替の結果は、通帳への記帳によりご確認ください。

納付場所及び口座振替の可能な金融機関※1

安 城 市 役 所
明 祥 支 所
桜 井 支 所
北 部 支 所
三 菱 U F J 銀 行※2
大 垣 共 立 銀 行
三 十 三 銀 行
あ い ち 銀 行

名 古 屋 銀 行
岡 崎 信 用 金 庫
豊 田 信 用 金 庫
碧 海 信 用 金 庫
西 尾 信 用 金 庫
愛 知 県 中 央 信 用 組 合
東 海 労 働 金 庫

あ い ち 中 央 農 協
西 三 河 農 協
あ い ち 三 河 農 協
あ い ち 豊 田 農 協
東 海 四 県
(愛知、岐阜、三重、静岡)
の ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局

* 口座振替は東海四県以外
のゆうちょ銀行でも可能です。
(R7.4時点)

※1 上記の金融機関の本店・支店であれば、いずれでも納付していただけます。

※2 三菱UFJ銀行については令和6年4月1日より口座振替のみの対応となっています。

負担金の 賦課から納付まで

説明会



5月中旬～下旬

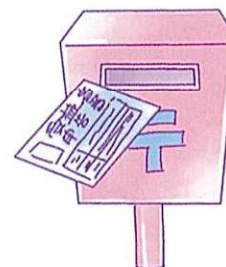
下水道整備区域内の方を対象に説明会を開催します。

受益者申告書の送付

6月上旬

受益者を確認するため、受益者申告書を市役所から送付します。

受益者申告書の提出



6月30日まで

受益者を決めていただき、市役所へ提出してください。

負担金決定通知書の送付

8月上旬

提出いただいた申告書に基づき、市役所から負担金決定通知書を送付します。

納入通知書の送付

9月上旬

決定通知書に基づき、市役所から納入通知書を送付します。

負担金の納付 (1年目第1期)

(6ページに記載の納付場所で)



9月30日まで

納入通知書が届きましたら、納期限までに納付してください。

受益者申告書

受益者を確認するため、受益者の申告をしていただきます。土地の所有者に土地の所在、地目、面積を記載した「下水道事業受益者申告書」を送付しますので、次の例を参考に申告書を提出してください。

なお、申告書の提出がない場合は、土地の所有者を受益者とし、負担金を賦課させていただきます。

(例1) 土地所有者 = 受益者の場合

- ① 受益地の土地の所在・地目・面積が正しいか、確認してください。
- ② 土地所有者の住所・氏名・電話番号を記入し、押印してください。
なお、土地所有者ご本人様が自署する場合は、押印を省略できます。
- ③ 申告書（提出用）を返信用封筒に入れて、提出期限までに返送してください。（申告者控はご自身で保管してください。）

(記入例)

様式第1（第3条関係）

令和〇〇年度賦課分 下水道事業受益者申告書

提出用

③

提出期限 令和〇〇年〇月〇日

令和〇〇年〇月〇日

安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

安 城 市 長

所有者(代表者)住所

②

安城市桜町18番23号

氏 名 又 は 名 称

安 城 太 郎



印

電 話 番 号

(0566)71-2247

次のとおり下水道事業の受益者を申告します。

受 益 地			土 地 所 有 者 以 外 の 受 益 者				
土地の所在	地目	面積㎡	権利の種類	面積㎡	住 所	フリガナ氏名	同意印
桜町280-1	宅地	350.50					
桜町280-2	宅地	205.25					
桜町290	宅地	700.00					
桜町290-1	宅地	324.06					

1. 申告書の内容を確認していただき、必ず署名または記名押印してください。

2. 土地所有者以外の受益者(権利者)がある場合は、権利者に内容を確認していただき必ず署名または記名押印してもらってください。

3. 権利の種類欄には、次に該当する番号を記入して下さい。

1-地上権 2-質権 3-使用貸借 4-賃貸借

(例2) 土地所有者 ≠ 受益者 の場合 (土地所有者以外の権利者を受益者にする場合)

- ① 受益地の土地の所在・地目・面積が正しいか、確認してください。
- ② 「土地所有者以外の受益者」の欄へ、受益者として申告する方に記入、押印してもらってください。なお、受益者として申告する方ご本人様が自署する場合は、押印を省略できます。
- ③ 土地所有者の住所・氏名・電話番号を記入し、押印してください。
なお、土地所有者ご本人様が自署する場合は、押印を省略できます。
- ④ 申告書(提出用)を返信用封筒に入れて、提出期限までに返送してください。(申告者控はご自身で保管してください。)

[よくある質問]

Q. 1つの地番の土地を複数の受益者で分けて、請求してほしい。

A. その場合は、⑤のように記入してください。

それぞれ、負担される割合の面積を「面積欄」に記入してください。
合計面積が受益地の面積と一致するようにしてください。

(記入例)

様式第1(第3条関係)

令和〇〇年度賦課分 下水道事業受益者申告書

安城市長

安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

所有者(代表者)住所

③ 安城市桜町18番23号

氏名又は名称

安城 太郎 (安城) 印

電話番号

(0566)71-2247

次のとおり下水道事業の受益者を申告します。

① 受益地			② 土地所有者以外の受益者				
土地の所在	地目	面積㎡	権利の種類	面積㎡	住所	フリガナ氏名	同意印
桜町280-1	宅地	350.50	3	350.50	安城市桜町17-1	アイチ イチロウ 愛知一郎	(愛知)
桜町280-2	宅地	205.25					
桜町290	宅地	700.00	1	400.00	安城市桜町18-21	ミカワ シロウ 三河次郎	(三河)
桜町290-1	宅地	324.06	1	300.00	安城市桜町18-22	ミカワ シロウ 三河次郎	(三河)

1. 申告書の内容を確認していただき、必ず署名または記名押印してください。

2. 土地所有者以外の受益者(権利者)がある場合は、権利者に内容を確認していただき必ず署名または記名押印してもらってください。

3. 権利の種類欄には、次に該当する番号を記入して下さい。

1-地上権 2-質権 3-使用貸借 4-賃貸借

1-地上権 …… 他人の土地を使用できる「地上権」を登記簿上、設定しているもの
3-使用貸借 …… 土地を無償で借りているもの

2-質権 …… 土地を債権の担保として所持しているもの
4-賃貸借 …… 土地を有償で借りているもの

負担金決定通知書

提出された「受益者申告書」に基づき、市が受益者と負担金の額を決定します。

決定した内容は、8月上旬に対象の方に対して、「受益者負担金決定通知書」でお知らせしますので、次の点に注意し確認してください。

- ① 受益地面積と負担金決定額が正しいか、確認してください。
- ② 一括納付を選択される場合の負担金額になります。
- ③ 期別納付を選択される場合の納期ごとの負担金額になります。

〔徴収猶予について〕

負担金の対象となる土地で、12 ページに記載の「徴収猶予」を受けた土地がある場合、②③に記載の負担金額に徴収猶予分は含まれておりません。

(徴収猶予とは、条例・規則で定める事由により、一定期間、負担金の徴収を猶予する制度です。受益者による申請が必要です。)

(見本)

様式第2 (第4条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書

〒446-8501

安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

令和〇〇年〇月〇日

下水道事業受益者負担金を次のとおり決定しましたので、通知します。

安 城 市 長

〇〇・〇〇〇

通知書番号	1㎡当たりの賦課金額	受益地面積	負担金決定額
〇〇-〇-〇-〇〇〇〇	350円	330.00㎡	115,500円

- 1 この負担金は5年に分割し、毎年度2回右の納期別明細のとおり納付していただきます。
- 2 初年度の第1期の納期に負担金を一括納付される場合は、次のとおり一括納付報奨金が交付されます。

納付すべき負担金額(A)	一括納付報奨金額(B)	差引納付額(A-B)
115,500円	18,630円	96,870円

(注) 負担金の徴収猶予を受けた土地がある場合は、納付すべき負担金額及び納期別明細に記載されている金額から、その土地の猶予分が除かれています。

教 示

- この通知書に記載された処分について不服があるときは、負担金の賦課に係る土地が所在する区域に応じ、次に掲げる方法により審査請求及び取消訴訟をすることができます。
- (1) 都市計画法に基づく負担金
この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(被告を代表する者は市長)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (2) 地方自治法に基づく負担金
この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(被告を代表する者は市長)、裁判所に提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を怠らないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を怠らないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納期別明細 ③

年 度	第 1 期	第 2 期
令和〇〇年度	12,000円	11,500円
令和〇〇年度	11,500円	11,500円
令和〇〇年度	11,500円	11,500円
令和〇〇年度	11,500円	11,500円
令和〇〇年度	11,500円	11,500円

納期の説明 第1期 9月1日から同月30日まで
第2期 翌年3月1日から同月31日まで

納入通知書

9月上旬に「決定通知書」の内容に基づき、「受益者負担金納入通知書」を送付します。

「期別納付」か「一括納付」のいずれかを選択して、納めてください。

[納付について]

- 最初の納期（1年目第1期）は、金融機関等の窓口にて納入通知書で納めてください。（口座振替はできません。）
窓口で、「期別納付」か「一括納付」のどちらを選択するかを伝えてください。
- 各年度の第1期の納期を過ぎた場合は、一括納付報奨金を差し引くことはできません。
その場合は、「期別納付」で納めてください。

(見本)

00880-9-961554 安城市下水道事業		00880-9-961554 安城市下水道事業		00880-9-961554 安城市下水道事業	
下水道事業受益者負担金納入通知書		下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収証書		下水道事業受益者負担金納入済通知書(期別)	
令和〇〇年度賦課分〇〇・〇〇 安城 太郎 納		令和〇〇年度賦課分〇〇・〇〇 安城 太郎 納		令和〇〇年度賦課分〇〇・〇〇 安城 太郎 納	
賦課年度 〇〇 徴収期 〇〇〇 受益者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇-〇		賦課年度 〇〇 徴収期 〇〇〇 受益者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇-〇		IDコード 〇〇〇 納付コード 〇 年度 〇 期 〇 期別納付 〇 一括納付 〇 受益者番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 負担金額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
賦課明細 受益者 負担金額 115,500 円 期別納付 納付額 12,000 円 一括納付 報奨金額 18,630 円 差引納付額 96,870 円 納期限 令和〇〇年〇月〇〇日		賦課明細 受益者 負担金額 115,500 円 期別納付 納付額 12,000 円 一括納付 報奨金額 18,630 円 差引納付額 96,870 円 納期限 令和〇〇年〇月〇〇日		期別納付額 12,000 円 合計 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
期別又は一括納付にて、納期限までに納めてください。 一括納付された場合、報奨金額が差し引かれます。		期別又は一括納付にて、納期限までに納めてください。 一括納付された場合、報奨金額が差し引かれます。		納期限 令和〇〇年〇月〇〇日 安城市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。 安城市下水道事業出納取扱金融機関等 (安城市下水道事業保管)	
期別 領収日付印		期別 領収日付印		一括納付額 一括納付報奨金 18,630 円 一括納付額 96,870 円 納期限 令和〇〇年〇月〇〇日 安城市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。 安城市下水道事業出納取扱金融機関等 (安城市下水道事業保管)	
一括 ※納期限を過ぎると一括納付はできません。 安城市下水道事業 発送日 令和〇〇年〇月〇〇日 (金融機関等保管)		一括 領収日付印 領収証書は5年間保管してください。 (納入者保管)		一括 ※納期限を過ぎると一括納付はできません。 安城市下水道事業 納期限 令和〇〇年〇月〇〇日 安城市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。 安城市下水道事業出納取扱金融機関等 (安城市下水道事業保管)	

負担金の 減免・ 徴収猶予



◆負担金の減免について

公共のために使用している土地などについては、一定割合の「減免」を受けることができます。対象となる場合は「受益者負担金減免申請書」を提出してください。

- ①学校・幼稚園・保育園 ②神社・寺院・教会
- ③社会福祉施設 ④町内会の集会所など

◆負担金の徴収猶予について

次のような土地については、「徴収猶予」を受けることができます。対象となる場合は、「受益者負担金徴収猶予申請書」を提出してください。

- ①市街化区域内の農地（現況）
宅地などに転用する日まで（一時転用の場合を含む）
- ②係争地など
事由が消滅する日まで

各種届出 について



◆受益者を変更したい場合

土地の売買等により受益者を変更したい場合は、「受益者変更届」を提出してください。

提出日以降の納期分について、受益者を変更します。（提出日以前の納期分については、受益者を変更できません。）

◆住所が変わった場合

受益者の住所が変わった場合は、「住所変更届」を提出してください。

◆納付代理人を設定する場合

受益者が国外にいるなどの事情により、負担金を納めることができない場合は、納付代理人を設定することができます。「納付代理人届」を提出してください。

その他

◆所得税法上の取扱いについて

アパートや店舗などの事業用として使用している土地の負担金は、必要経費として認められます。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

◆負担金を滞納した場合

負担金を滞納した場合、督促状や催告書を送付したり、戸別訪問や電話による催告を行います。

その後も滞納を続けた場合、財産の差押えなどの滞納処分を実施する場合があります。